

平成 21 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

17 番 佐 藤 元

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 佐藤 正 之
庶務係長 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	防 災 課 長	長谷山 良
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
建 設 課 長	佐々木 正 憲	都 市 整 備 課 長	佐 藤 正
農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 子 春 輝	学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和
農 業 委 員 会 会 長	大 須 賀 雄 治 郎		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成21年9月4日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は農業委員会大須賀会長の出席をいただいておりますので、御報告します。

一般質問に入る前に、昨日の一般質問の竹内賢議員の質問に対して、一部答弁が後ほどというふうなことになっておりましたので、これの発言を許します。教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） それでは報告いたします。

昨日、竹内議員より質問ありましたことについてであります。

竹内議員がお示しいただいた数値は、「秋田県の図書館」という毎年発行されている小冊子に資料費予算額というものがあります。その欄の中に平成20年度の当初予算では、図書館こびあについては205万円、仁賀保勤労青少年ホームについては80万円、象潟公民館においてはゼロ、それから平成21年度については、こびあについては243万4,000円、仁賀保勤労青少年ホームにおいては80万円、象潟公民館においてはゼロというふうな数字を挙げられまして、象潟公民館の数字がゼロということはどういうことかという質問だったかと思えます。

それで、私どもが調べてみましたら、図書館の購入費については、こびあの予算の中にありまして、仁賀保と象潟の図書室の分もそれぞれ80万円ずつ計上しておりました。それで、この図書館の資料を報告する際に、象潟の公民館の職員では自分方が管理している款項目になったためにゼロと報告したようでありました。実質は、仁賀保の仁賀保勤労青少年ホームと同じく平成20、21年度とも80万円の予算で図書を購入しております。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

●21番（本藤敏夫君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます

す。

前回、平成 19 年 9 月に同様の質問をいたしました。農業委員会の関係者から御出席いただくことができなくて、つぶさにその協議内容等についてお聞きできなかったわけですが、今回、農業委員会の会長さんから御足労いただいて御出席いただきましたことを感謝しながら、後ほど農業委員会での協議内容についてもお話をいただきたい、こう考えております。ありがとうございました。

通告の段階では、現状の制度を基本にしながら質問をしたいと考えておりましたが、政権交代の状況にある今ではありますけれども、あくまでも現政権下における制度、その中での答弁をいただければありがたいと。政権が交代しようが、どうしようが、農業問題で大きな課題、緊急の課題になるのは、この将来とも耕作放棄地対策が大きな課題になると考えた上での質問でありますので、御了解をいただきたいと思えます。

それでは、質問は 1 点であります。市長及び担当部長及び農業委員会会長より、それぞれ御答弁をいただければありがたいと思えます。

農村の過疎化、限界集落、いろんな言葉で表現されておりますが、高齢化が進行し、ついこの間まで、あれっ、ここは田んぼの形になっておったなと思うようなところも、今歩いてみると既に大きなやぶの広がりが目立っている現況にあります。集落によっては、もう何年この集落で農業やる人がいるんだろうか、5 年もつだらうか、そんな会話さえも耳にする昨今であります。

耕作放棄地対策は緊急の課題であることは、当局の皆さんの認識も同様かと思えます。8 月に J A の関係者との交流の場を設けていただき、種々農業について勉強させていただきました。その席上、市長がことし 8 月 4 日に耕作放棄地対策協議会が設立されたという報告を受け、ああよかったなど、こう感じたものであります。

1 点目の質問は、耕作放棄地対策協議会の全容をお知らせいただきたいということであります。

それから、同協議会で今後の取り組み、活動の要点はどうなっているのかな――。

次に、同じ項目で平成 19 年 9 月の一般質問で耕作放棄地について質問いたしました。それ以降、検討されたこと、調査されたこと、そしてアクションを起こしたこと等々お知らせいただきたく一般質問とさせていただきますので、よろしく御答弁をいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、本藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

耕作放棄地対策についてでございますが、にかほ市耕作放棄地対策協議会については、さきに質問された議員の答弁と少し重複する部分もあるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思えます。

協議会は、にかほ市における耕作放棄地の再生利用と耕作放棄地対策解消計画の達成を目的に、8 月 4 日に設立をされております。

組織の構成でございますが、にかほ市、にかほ市農業委員会、にかほ市土地改良区、秋田しんせ

い農業協同組合、由利農業共済組合、秋田しんせい農業協同組合集落営農組織連絡協議会、にかほ市認定農業者協議会を会員として、また、オブザーバーとして秋田県由利地域振興局農林部農林企画課にも参画をしていただいております。また、実務を円滑に行うために、構成組織の実務担当者による幹事会を構成し、事業に当たることとしております。

協議会の資金でございますが、国からの交付金と秋田県からの助成金をもって、秋田県耕作放棄地対策協議会が資金を造成し、地域協議会からの申請に基づき交付金が交付されます。さらに、地域協議会は、農業者等の取り組み主体に対して交付金が交付される仕組みとなっております。

次に、今後の活動の要点でございますが、協議会の主なる業務は、耕作放棄地の発生要因や荒廃の状態、権利関係の調査、所有者、周辺農業者の意向把握等、その他引き受け手との農地利用調整、荒廃した土地の再生作業や土壌改良などを支援することで、本年度は荒廃状況や権利関係などの調査、制度、施策の啓発普及、実施計画の策定などを行う計画であります。

現在までの状況でございますが、遊休農地や耕作放棄地の解消は、食糧自給力の向上はもちろんでございますが、国土保全、水源涵養等の農業の有する多面的機能を発揮する観点からも大きな課題となっております。このことから、農林水産省の耕作放棄地再生利用推進事業の一環として、平成 20 年度に全国一斉に耕作放棄地全体調査が実施されました。調査ガイドラインにより、にかほ市で調査の対象となったのは、未管理水田など耕作されていなくとも耕作が予定されていて生産調整にカウントされる農地を除いて、耕作が予定——もとい、農地を除いて、後背地とされ、生産調整でカウントされない水田を耕作放棄地として調査を実施しております。調査は農地の状態により、すぐに耕作できる、あるいは基盤整備を行えば農地に利用が可能、そして森林、原野化しており復元が不可能の三つに分類いたしまして、一筆ごとに調査した結果、すぐに耕作できる農地はゼロ、基盤整備を行えば農地に利用が可能は 16.9 ヘクタール、森林、原野化しておりまして復元が不可能は 33.1 ヘクタール、合計で 50 ヘクタールが確認されたところでございます。

しかし、この結果により耕作放棄地再生利用推進事業に取り組むには、森林、原野化した農地の非農地化にしなければなりません。それから、基盤整備などによる利用可能な農地の確実な再生、そして農地所有者の費用負担や実行経費などの制約が大きく、市としては耕作放棄地再生利用推進事業には取り組まないでございました。このことから、直接的な農地再生の取り組みはありませんが、転作確認の際には未管理水田の荒廃が進まないよう草刈り等の指導をしたり、後背地と確認された水田では樹木を切り、草刈りによる改善をすることで転作にカウントされるよう指導するなど、耕作放棄地をふやさないよう、また、解消の取り組みを J A や集落支部長の協力を得ながら行ってまいりましたけれども、それでもなかなか現状は変わらないという耕作放棄地もございます。

こうした取り組みの中で平成 21 年度からは、新たに始まった耕作放棄地再生利用緊急対策では、平成 20 年度の耕作放棄地再生利用推進事業では対象外であった最も再生利用効果の高い、転作の対象としている未管理水田等も再生の対象となるなど基準が緩和され、取り組みやすい環境になったことから、その事業の推進の実施主体となる耕作放棄地対策協議会を設立したものであります。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） ただいま市長から、すぐ復帰できる、いわゆる後背地といいますか、耕作放棄地でゼロ、基盤整備等でやれるのが 16.9 ヘクタール、森林化されたのが 33.1 ヘクタールと。平成 19 年段階で私が質問した段階で、私の調査によりますと、約 50 ヘクタールという数字を私は取っておったのでありますけれども、それ以降、現在もほぼそのままという状況になっているようではありますが、この耕作放棄地を解消するための手法というのはなかなか難しいと思います。行政、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等々と —— 集落営農のメンバーや認定農業者等々の、あらゆる分野での協力がなくなかなかできないと思いますので、ここで改めて農業委員会の会長さんにお聞きいたしますが、これまでの農業委員会における耕作放棄地対策についての取り組み、あるいは実際に起こしたアクション等があれば、いわゆる行動があれば、それを含めてお知らせいただければありがたいと思います。最初にその 1 点をお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、農業委員会会長。

●農業委員会会長（大須賀雄治郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

私たち農業委員会といたしましては、本藤議員より質問される以前より、委員に地区担当制といいますか、そういうのを設けながら、設けられたその地区の見回りといいますか、そういうものも含めながら委員活動としての農地パトロール等を実施してもらっております。そういうことを行いながら事務局初め農業協同組合等とも連絡 —— 営農資材課のほうと連絡を取り合いながら遊休農地等にならないような、認定農業者や集落営農組織との連携を図りながら集積しておるのが今の現状であります。

それ以降に何か特別なアクションを起こしたかというようなことですが、それにつきましては、これは全国的な取り組みとして平成 20 年度に調査いたしております。先ほど市長が言いましたように、33 ヘクタールの農地として困難なことの調査を各地区の農地部会というのを —— 3 つの部会を設けておりますので、その地区ごとの農地部会の委員を中心にしまして、現地、そして所有者等にお話しながら、地目変更等をできるのかというようなことでいろいろ話した経緯もありますが、現実やはり費用等の負担等あってなかなか進まない、所有者がその辺のところで足踏みをしているというのが現状で、そういうふうな現地があれば今後とも積極的に現地を調査して地目変更等を考えていかなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） どうもありがとうございました。

改めてお聞きいたしますけれども、農業委員会で 3 部門、3 部会をもって現地調査に当たったということであります。現行で、例えば放棄地を新たに再生すると、農地として再生する場合、県の助成措置、国の助成措置等があるわけでありましたが、現実、いわゆる遊休農地的なものを再生したという事例はあるものでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、農業委員会会長。

●農業委員会会長（大須賀雄治郎君） ございません。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） それでは市長にお聞きいたします。

ただいま申し上げましたように、耕作放棄地を再生する等々の助成制度、国や県で設けてありますが、現実にそうした助成制度を運用するためのPRといたしますか、農家に対するPR等は、どのようなことで、どのような方法でやられたものか、それをお聞きしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 耕作放棄地、結果的に50ヘクタールという結果が出たわけですが、中山間直接支払い、これでは相当耕作放棄地が復元になったのではないかなど。数字を私、把握はしておりませんが、いろいろ現場を見てある段階では、相当農地としての復元が進んでいるなどという印象を持っております。

ご質問の助成制度、これから助成を受ける母体となるのは協議会でございます。それから、どういう取り組みをするかというのは農業者自体でございます。その中で制度についての補助対応については担当の部長から答弁させますけれども、できるだけ農家が負担ならないような方法をした場合に、行政として、市としてどういうことができるのか、これは当然ながら検討していかなければならないと思いますし、加えて、再生した場合に受け手、これをしっかりしておかないと、また同じような形になりますので、このあたりをよく検討しながら市としての支援策、こうしたことも検討をしてみたいと思います。あわせて、PR等についても担当部長から答弁をさせます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） お答えします。

現在、中山間地域等直接支払い制度というものもありまして、これについては10年間実施されたわけですが、平成22年度からのものについても検討されているというものがあつて、先日、8月7日の日本農業新聞の中にも出ていますが、おおむね適切な制度であるという答申を受けていると。これは農水省の中山間地域等総合対策検討会で出たものでありますが、これに加えまして現在2段階の制度で交付されておりますけれども、今後のものとしては高齢集落というものに対しての上乗せという制度も検討してほしいということが検討会で出されております。そういうわけで、中山間地域等の補助制度についても耕作放棄地については大変役に立っていると思います。これにつきましては、現在、にかほ市では30協定の68団地となっておりますが、今後この制度によれば、小規模団地、あるいは飛び地についても対応していきたいというふうなものも出ておりますので、この制度の新たな事業によって、さらにより細かく耕作放棄地について対応できるものというふうに期待しております。

また、現在、その農地・水の環境保全向上対策事業におきましても、このような耕作放棄地に対して対応できるという制度もありますので、そういう制度をぜひ活用していただいて、耕作放棄地の解消に努めていただきたいなど。これにつきましては、今後、転作確認で指導している面もありますけれども、JAとの協働によって現地の確認のときにさらにもお願いしたり、今後の耕作放棄地対策協議会においても、その問題点につきましては検討していきたいというふうに考えております。

なお、平成21年度におきます耕作放棄地対策協議会では、来年の年度末までには耕作放棄地の荒廃状況、それから権利関係等の調査、あるいは耕作放棄地再生利用のための検討会の開催、それ

から農地利用調整活動、再生利用実施計画の策定及び見直し等の予備調査、それから啓発、普及というものを検討しておりまして、平成 22 年度に向けて調査をしていきたいというふうに考えております。

今後のPRにつきましては、農林水産省、あるいは秋田県の放棄地対策協議会でもリーフレットなんかをつくっております、これをもとにしましてJAの各集落における会議等におきまして、積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） この問題は大きな課題であるとともに、大変難しい事業であると考えます。せっかく耕作放棄地対策協議会が設立しておりますので、行政、農業委員会、農業協同組合等々の諸機関、団体との役割分担を具体的にしていかないと、なかなか絵にかいたもちになってしまいがちだというような気がいたしますが、その団体、機関等々で明確な役割分担というのはなされているものかどうか。それから、全県下におけるこの耕作放棄地対策協議会の設立状況、これわかりでしたらお知らせいただきたいと。とりあえずこの2点お願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 協議会の役割であります。今後 —— 会員の中のうちに幹事会を構成しまして、この中にも農業委員会、あるいは土地改良区、それからJA等のもので具体的に今後どのように普及させるかという幹事会を開催して、役割を決めていくというような計画であります。

また、秋田県全体での対策協議会につきましては、少しお待ちください。 —— 対策協議会につきましては、各自治体 25 市町村組織しているということでもあります。

●議長（竹内睦夫君） 12 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） 8 月 4 日に設立された以降、この協議会というのは何回ぐらい開催されておりますか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 現在は、設立以来開催はされておられません。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） 大変大きな問題であることも何回も繰り返しております。会をつくって魂が入らないというようなことのないように、それぞれの機関、団体で役割をそれぞれ持ちながらやっていくという姿勢が非常に大事だと思います。これから稲刈り等で農繁期に入るわけですので、その会のいとまはないかもしれませんが、やはりそういう会を早い機会に持って、具体的な行動に移していかなければ、集落によっては 5 年 —— うちのほうの集落、農業やる人いるんだらうかと、5 年後に、というような話さえ出ているところもあります。その取り組みについて決意のほどを部長からでもお話いただければと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 先ほど市長からも説明ありましたし、私のほうからも今後の計画につきましては、今年度につきまして4項目ほどを述べましたが、今年度はこれにつきまして、やはり

リーフレット等によってPRしながら、少しでも現状を維持しながら今後の再生のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） 耕作放棄地を再生し、農地の利用が可能になった場合であっても、その受け皿がないと、その再生した農地がまた遊休化されてしまうということになりかねないと思います。いろいろネットで見ましたら、全国各地で積極的な取り組みをし、そしてその実例まで載っています。多くの成功事例、ネットですぐ引き出せるような今、環境にありますので、これらの団体等の情報を得ながら、緊急課題として少しでも耕作放棄地や遊休農地が少なくなるよう、関係機関と連携の上で早期に具体的な行動を起こすことを期待し、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

●議長（竹内睦夫君） 答弁よろしいですか。

【21 番（本藤敏夫君） 「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで 21 番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。
所用のため 10 時 50 分まで休憩します。

午前 10 時 38 分 休 憩

午前 10 時 51 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君） 登壇】

●12 番（村上次郎君） 住民の要望、あるいは教員の要望等を含めて、3 点にわたって質問をします。

一つ目は、日本海沿岸自動車道工事は市民に喜ばれるようにということで質問をします。

日本海沿岸自動車道の工事は、御承知のように仁賀保地区で今盛んに行われております。近くで見ると工事の進捗状況も見えると、そういう状態になってきています。自動車道工事の進行、これは利用者の期待がかかっておりますし、工事が市民にとっても喜びでなければならないと思います。しかし、自動車道の工事やその関連工事が喜ばれない、そういう状況もあると聞いています。仁賀保地区に入ってから、土地の買収のほか住居の移転を余儀なくされる場所も見えます。また、住居の移転が幸いほぼ希望どおりにいけばいいのですが、そうでない場合は大変だと思えます。

そこで伺いますけれども、自動車道や関連道路工事等で市民の苦情、あるいは要望等があったかどうかというのが 1 点目の質問です。そして、その苦情や要望が出たら、どのようにしてきているか、もしあったらお尋ねをします。3 点目ですが、金浦温泉周辺を自動車道が通ると、こういう設

計になっておりますけれども、そのため現在使われている市道が取り付けの関係、あるいは自動車道を越えていく、そういう関係で変更されるようです。現在の道路は地面と同じ高さで金浦温泉の宿泊室側を通過していたわけですが、計画されている道路は、これまでと違って目の前の高いところを通り、温泉の宿泊側の窓から景色はもちろん、道路の法面しか見えないで、窓側を道路でふさいでしまう状況のようです。これでは宿泊者の景観、また、騒音の関係でも宿泊者にとっては大変マイナスになってしまふ、そういうふうに感じます。もちろん今後、宿泊者を含むこの営業全体にも大きな打撃になると考えられます。この道路の工事については、金浦温泉の経営者も国土交通省や市の担当にいろいろ要望してきたそうですけれども、その後の経過と対策はどうなっているかお尋ねします。

2点目は、広報の入札についてです。

広報にかほは市内全世帯に配布され、市外の方々にも多く届けられている大変大事な市の広報です。その印刷は入札で行われてきているようです。前年度の広報にかほの入札は地元業者3社で行われ、落札額は760万3,200円でした。本年度の入札は4社で行われました。落札した業者は、今回初めて入ったTDK親和で、落札額は599万2,800円です。2番は693万7,920円でした。ところが落札したTDK親和は、翌日辞退したそうです。その後、結果的に落札額2番の業者がTDK親和の落札額そのものでその印刷業務を受けることになったようです。1番と2番の落札差額は約94万5,000円です。これも後で仕事を受けた業者にとっては、大変不利なことではないかと、こういうふうに思います。この入札に関する一連の動きは、入札制度の根幹を揺るがすものであり、業者からは不信感を持たれるのではないかと思ひ、質問します。

一つ目は、今年度入札に新規参入し、そして辞退した業者について、事前に審査をどのようにしたかお尋ねします。今回のように落札した一日後に辞退という例はこれまでであったかどうか、そして辞退の理由は何で、納得できるものだったのかお尋ねします。また、落札後に辞退という、こういうことが認められるのでしょうか。もし辞退することが認められるとすれば、入札するそのものが意味をなさなくなるということも考えられます。三つ目は、辞退したその責任をどう考え、どのように対処したのでしょうか。また、今後この入札のあり方について、どうするつもりかお尋ねします。

3点目は、教員免許更新制度は廃止したほうがいいのかということで質問をします。

ことしから、これまでなかった教員免許更新制度が始まっています。教育免許というのは、終身有効なのですが、この期に及んで教育免許について有効期間の定めのない免許だというふうにこじつけた解釈をして、10年の期限をつけ、10年ごとに30時間の更新講習を義務づけ、修了が認定されなければ免許を失効させ失職させる、このような大変な制度です。

この制度は、かつて日本が行った侵略戦争は正しい戦争だったという考えの靖国派という、当時の安倍内閣が政治的に強行してつくったものです。本人は悪い制度をつくって政権を投げ出した、こういうのは御承知のとおりです。更新しなければならぬ該当する教員には、あなたは該当しますという通知はどこからも来ないのです。受講は出張扱いではなく、1講座1,000円で30時間ですから3万円、そのほか手続の手数料もかかるようですが、3万円の講習料金、これは自己負担で

す。交通費、あるいは遠いところに行った場合の宿泊費も自己負担で、受講中に事故が起きれば公務災害扱いにもなりません。そして、講習がどこでどんなものがあるか自分で大学などのホームページを見て、調べて、自分で申し込まなければなりません。調べた先の大学の講座が定員いっぱいだということになっておれば、別の受講先を探さなければなりません。これらすべて小泉首相得意の自己責任ということで行われるわけです。

この教員免許更新制度は、教育基本法を変えて、次に憲法を変えて、戦争できる国にするため、戦争に協力する国民の育成をねらい、そのため教育を物言わぬようにするためのものと言っていると考えられます。現在、市内小中学校の教員免許更新該当者はどのようになっているか、そして、その状況を把握し、どう受けとめているかどうかお尋ねします。

これまでは、このような免許更新制度がなくても教育はしっかりと行われてきている——いたと思います。この制度について、どのように考えているか見解を求めます。

また、スタートするときからいろいろ問題があって、この制度について批判も多くありました。したがって、進行すると同時に諸問題が吹き出ておりますから、改善策や要望などを教育委員会として出しているかどうかと。もし出していないとすれば、この制度の廃止の声を出すべきだと考えますが、どうでしょうか。以上3点について質問します。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

日沿道の整備についてでございますが、御承知のように一昨年の9月、岩城ICから仁賀保間、開通いたしまして、交通量が高速道路と国道7号に分散されたことによりまして、仁賀保一由利本荘間の慢性的な渋滞は相当解消されたという状況でございます。そのようなことから、道路を利用されている皆さんからは大変喜ばれているところでございます。

また、御指摘のように、現在、象潟—仁賀保道路の建設が急ピッチに進められております。一日も早い完成と山形県側へのさらなる南進を望んでいるところでございます。

工事等による苦情でございますが、例えば工事用の重機により家が若干揺れるとか、農業用水路の水の流れが悪くなったとかの連絡は伺っております。また、直接国土交通省のほうにも寄せられている苦情もあるとは聞いております。

苦情、要望があれば、どのようにしているかでございますけれども、国土交通省では道路事業を行う場合には、さまざまな工程がございまして、その工程に沿って地権者、地域住民や農事組合等に対して、設計、用地測量、工事の説明会等を随時開催いたしまして、円滑に事業が進められるように配慮していると、そのように私どもも認識しているところでございます。市としても説明会等では国土交通省と十分事前調整を行い、調整役として対応しております。

また、苦情、要望があった場合には、市として状況を十分確認した上で、発注者であります国土交通省秋田河川国道事務所に連絡して、両方で協力して対応しております。

また、立ち会いなどは、地権者はもちろんでございますが、市においても中立の立場で立ち会いして問題解決に努めているところでございます。

今後とも工事が順調に進むよう、そして工事完成後も問題が生じないよう、市は国土交通省と地権者、関係者の皆さんとの調整役としての役割を果たしながら日沿道の早期完成に努めてまいりたいと思っております。

そのほかにも私に直接手紙で工事の進捗と同時に、周りの家の環境が変わったので、ルートを変更してほしいというふうな要望の手紙もいただきましたが、それに対しては、こういう事情で、今これを変更することはできない旨を懇切丁寧に手紙で回答を出したこともございました。その後はその方からはございませんでした。

次に、金浦温泉周辺の関連道路工事についてでございますが、象潟—仁賀保道路は、御指摘のように金浦温泉周辺の東側を通ることになります。このことについては、平成17年1月28日、秋田県知事名で都市計画決定がなされております。国土交通省では、先ほども申し上げましたように事業工程に沿って地権者、地元住民や農事組合等に対して、設計、用地測量などの説明会を行っておりますが、金浦温泉周辺の関連道路の整備も含めた象潟—仁賀保道路の事業説明会も行われております。現在、当地周辺の工事は未着手でありますけれども、用地測量は行われておりますし、当然ながら実施図面等についてはもう既にでき上がっているわけでございます。そのようなことで、金浦温泉を経営する方からいろいろな要望も出ているところでございますので、その要望とその要望に対する経緯、経過については、担当部長からお答えをさせていただきたいと思っております。

この中で市道の金浦—大竹線、これがつけかえというよりも、今の計画では高くなるというような形の中で金浦温泉から眺望が効かなくなるということの一番大きなその要望内容でございますので、それについては先ほど申し上げましたように担当部長から経緯、経過を説明しますが、これまでも私の知る限りでも国土交通省のほうで、できるだけそういう形に解消しようということであるという検討はしたようでございます。したようでございますが、なかなかその形には、要望どおりにはお答えできないような状況のようであると、そのように伺っておりますが、いずれにしましても、できるだけ納得できるような形の中で、市も中に入って事業を進めたいと思っております。

いずれにしましても秋田県の最南端にある本市にとりましては、産業振興を図る上でも日沿道の建設は最も重要な政策でございますので、今後とも市民が安全で安心して暮らすことのできるように、働く場の確保など企業からも——きのうの質問された議員の方にもお答えしておりますが、企業の要望の中では、早く日沿道を整備してほしい、あるいは関連するアクセス道路を整備してほしいというふうな要望もございますので、企業の発展に資するためにも建設促進運動を強力に展開してまいりますので、議員各位の御支援と御協力をお願いしたいと思います。

他の質問については、教育長と担当部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから金浦温泉という特定の指名だったんですけども、そちらについての今までの要望、内容、あるいは結果等をお答えしたいと思います。

温泉サイドのほうからの要望、あるいは要求というのが、平成19年2月ころから直接国土交通省のほうに、国のほうに直接電話があったということから、今現在まで約13回か14回ぐらいいろいろと現場に立ち会ったりというようなことでお話をしております。その要求、要望の内容として

は、今、市長のほうからもお話があったとおり、ルートの変更という部分、あるいは騒音、景観というところでの部分で何とかできないかというようなことで、再三というか国のほうとうちのほうの担当というか、市のほうも一緒に立ち会って、工事自体はまだ来年以降ということなものですから、何とか円満に工事を実施できるようにひとつ立ち会って協議したところなんですけれども、今のところはっきりとした対策というんですかね —— までは決まっておられません。当然、今後も引き続きその騒音、あるいは景観等に対する対策、ただ —— 何回か今、市長のほうからお話あったとおり、用地のものはもう既に説明会、あるいはあと用地買収という手続の近くまで起きているということで、当然ルートの変更はできないけれども、その用地内で何とか円満に解決できるような対策を引き続いて国のほうとも協力しながら行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 広報にかほの印刷業務についてお答えします。

広報にかほ印刷製本業務については、市内業者の技術力向上と育成を図るという考えから、指名参加登録のあった市内の印刷業務を行う業者を指名し、指名競争入札を行いました。

御質問の業者についての事前審査についてでございますけれども、入札参加資格審査申請書類の審査と事前にこれまでの市の広報を提示して印刷業務が可能である旨の意思確認を行っております。ただし、この時点で印刷機械等が当然のこととして整備されているものと考え、設備の有無までの確認は行っておりませんでした。その後、4月6日に入札会を行い落札したのは、TDK親和株式会社でありました。

次に、2の御質問でございますが、速急に同日、担当者と契約締結などについて具体的な打ち合わせを行ったところ、同社においては印刷設備はなく、業務のほぼ全部を市外の業者に請け負わせて行う予定であり、市の財務規則第130条一括委任または一括下請けの禁止に抵触する恐れがあることが判明いたしました。このため、契約締結を保留し、事態の改善について社内で協議していただくことといたしました。結果として、翌7日に同社より、今後自社において印刷設備等を導入する意図はないということで辞退届の提出となったものでございます。

落札後において契約辞退は認められることとなっております。過去、落札後に辞退し、契約に至らなかった例は、合併後においてはございませんが、旧町時代にはあったと記憶しております。

以上の理由から、市としても契約はできないこととなりますので、辞退をやむを得ないことと判断し、辞退届を受理しております。

3点目の質問になりますが、資格審査について問題はなかったものの、結果として辞退という形になりましたので、今後の取り扱いについては各種印刷業務については状況が改善されない限り、当該業者の入札参加資格はもとより、印刷業務の発注は行わないこととしております。

なお、その後の広報にかほの契約については、落札者が契約を辞退したために、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号及び同条第3項に基づき、随意契約へ移行することとし、入札会において落札者以外に唯一予定価格を下回ってございました有限会社出羽印刷より見積書を徴収したところ落札価格以内であったことから、最終的には同社と契約し、広報にかほの印刷業務を行っていた

だいております。

今後、業者の選任に当たっては、今回の反省を踏まえまして、事前の審査をより慎重に行うとともに、財務規則等の法令についての周知徹底を図り業務執行を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） それでは、私のほうから教員の免許更新制度の御質問について答弁させていただきますと思います。

最初に、市内小中学校の教員免許更新該当者の状況はどうで、どのように受けとめ、考えていますかという御質問でございますが、初めてとなる今年度、受講対象者となっている本市の教員は、講師などを含めて生年月日が昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの方が3名、昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までの方が10名、昭和50年4月2日から昭和51年4月1日までの方が1名の計14名となっております。現在、全員が受講中、もしくは受講を予定しているというふうな状況にあります。

実施に当たっては、初年度ということでさまざまな受講者の声が上がっています。

まず、運営面についてですが、講習内容や講習期日、受講校を講習者が選択できること。また、インターネットでの申し込みができるようになったことが受講しやすさにつながっているということ。それから、土曜日・日曜日の開催の講習がほとんどであるが、長期休業中は平日の講習もあり、学校の諸活動に支障を来たす場合もある。また、土曜日、日曜日の場合には、部活動などへの影響がある場合もあるという意見。それから、講習への経費は30単位で3万円、交通費などがすべて自己負担となっている。場合によっては宿泊費がかかる場合もあるということ。それから、自家用車で通うことになると駐車場が心配であると、このような声があります。

それから、講習内容では、教科指導の講習では専門的な最新の内容を学ぶことができたということ。それから、最新の知識、技能を身につけるといふ点から見たときに、必ずしもねらいに即した内容になっていないと思われるものもある。ほかの研修などで既習の内容もあるという意見。それから、専門的な講習内容のものには、自分自身には役立つが、すぐに学校現場で実践できるというようなものは少ないと思った。それから、さまざまな分野の内容をセットにした講習もあり、その中には期待した成果を得ることができないものもあつた。募集内容がより詳細なものであればよいと思う。そういうふうなことが出ています。

講習内容については今申し上げたように評価が分かれているようですし、運営面については懸念されていたことへの意見というものも出ているなという感じを持っています。教職員の資質、能力の向上について、あらゆる方策がとられているわけでありますけれども、免許制度の改革ということも随分前から中央教育審議会などでも取り上げられておりました。その資質向上について免許制度の改革も行うという、改革していくということ自体には、私はそれはいいのではないかなという思いがありましたけれども、それがその改革が免許の更新制度という形というものは、やはりよほど慎重に検討していかなければならないことではないかなというふうな思いでおりました。そういうことでありましたけれども、実際今年度から実施されるような法律ができて実施されている

わけでありませけれども、まだ始まって4ヵ月であります。教育委員会としても内容を的確にとらえているとは言えない段階でありますので、もう少しその——やはり我々としても、よくその把握に努めていかなければならないなと思っているところです。

2番目の質問にあります要望は出していますかということではありますが、今言ったような理由で現時点では要望などは出しておりません。ただし、把握が進んで、この制度の課題というものが明らかになった時点では、やはりその課題の改善に向けて要望していくということも必要になってくるのではないかなと思っています。

それから、3番目の質問でございますが、廃止すべきだと声を出すべきではないかということでございますけれども、今申し上げたように、十分にまだ軌道に乗り切れてはいない現状でありますし、一定の評価を得られるまでの時期ではないのではないかなという認識でいます。まずは我々も制度実施について、状況の的確な把握を行って行って、いろいろ事前に懸念されていたことがありましたので、その辺のところはどうだったのか、また、現場の声といったものを機会を見て県教育委員会のほうに伝えていきたいものだなという考えは持っています。

また、新聞報道によりますと、民主党政権は2012年度から教員養成6年制を導入することにあわせて教育免許更新制度を廃止するという記事が出ておりました。そのことについて、いずれ動きが出てくると思われまますので、その推移も見きわめていきたいなというのが今の私の考え方であります。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 1点目の日沿道関連の、特に苦情、要望等についてお尋ねします。

具体的な例で工事の最中、重機で揺れる、あるいは農業水路の流れが悪くなったと、こういうことがあったというわけですが、これについて、重機——工事中は一時的なものかもしれないわけですが、農業排水路、水路の流れが悪くなったというようなことについて、どのように対処したかということが一つ。

それから、金浦温泉の脇を通る道路の工事についてですが、これは市長もよく言っていますが、観光を大事にすると、宿泊者をふやすと、30万人だというふうなことをよく言っています。金浦温泉は日帰り温泉だけでは経営が困難だと。宿泊者がいて成り立つと。その宿泊者のいる側のほうに道路が、頭の上を通るような格好です。騒音と景観と相まって営業には大変な影響があるということで懸念しているわけです。ですから、観光の面からと考えると、このまま部長が答えたように今後どうなっていくかというあいまいなことでは困るのではないかと。したがって、はっきりとした方針を打ち出して、納得できるような方向で設計を変更するというふうなことが必要なのではないかと思っておりますので、その点についてお尋ねします。特に道路は一たんつくられてしまうと、あと20年、30年以上、そのままなわけです。その間、そこに行くまでに経営が困難で廃業になったというようなことになったら、市の観光政策にしても大変なマイナスになるのではないかと、そういう観点が本当にあるのかどうか疑わしいわけです。そういうことを含めて、やはり設計見直しとか経営者の要望、こういうものを受け入れて、再度交渉していくと、こういうふうなことが必要だと思うので、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 村上議員は、その状況をよく把握しての御質問だと思います。高速道路、その自体については、金浦温泉よりも低くなるんですけれども、その市道の金浦一大竹線がどうしてもその高速道路を越えていかなければならないという形の中で市道の部分が上がっていくということで、何とか私も国土交通省のほうにも日沿道の縦断、高さ、これを変えることができないかということも要望してまいりました。やはりあの道路のルートとか高さとかというのをある程度変更していくとなると、100メートルや200メートルでは収まらないわけです。勾配の関係とか、あるいは線形を変えていくとなると、それなりにもう何キロメートルも先から変更していかなければ、このものはできないわけです。特に高規格道路——レベルの高い道路はなおさらです。ですから、そういうことも含めて、例えば——市道金浦一大竹線の今新しくつくりましたけれども、これをもう少しルートを変更できないのかという形のものまでもいろいろ協議を今、国土交通省にさせております。

それからもう一つは、営業補償を出していただきたいと。営業補償の中で建てかえなりそういうことだと思いますけれども、環境が大きく変わりますから、建物そのものにはかかりませんが営業補償を出してその解決の方法はないのかというお話も、直接でないけれども私間接的にはそういう話も聞いております。

そういうことについても、今、国土交通省のほうに、できるだけ納得できるような形の中で解決する方法がないのか、さらに今検討をさせていただいているところでございます。その後まだ具体的なお話は国土交通省のほうからもありません。前段でも申し上げましたように、そのルートを、1回決めた形のものを変更するという事は、今度は例えばルート変更にしても、そこをずらすことによってはほかのほうの住宅にかかったり、あるいはそういう形に影響を与えていくことになりますから、やはり一度都市計画決定されたものを変更するという事は、なかなか至難の業ではないのかなと。そのためにも縦断関係をもう少し、高さですね、縦断関係をもう少し日沿道のほうを下げるのができないのか、そうなればオーバーで越える金浦一大滝線もまた下がってきますので、また状況は変わってくるのではないかなと、そういうことも含めて検討を今お願いしているところで

●議長（竹内睦夫君） 答弁、都市整備課長。

●都市整備課長（佐藤正君） 私、直接現場のほうに行って立ち会ったんですけれども、たまたま仮設水路が詰まってとかということでありましたので、すぐ解決はされました。

それから、先ほど市長が申し上げましたけれども、高速道路の場合、どうしてその勾配が3%以内に収めると。それから縦断で3%、それから設計速度で100キロメートルということでもありますので、縦断に関しては、もうどうしても無理があるということでありました。仮に下げた場合に、やはり2キロメートルか3キロメートルぐらいの前後も変わってくるということがありまして、カーブで大体アールで1,000メートル以上ということですので、なかなかその本線そのものを変えることは不可能に近いということでありました。今現在我々が取り組んでいますのが、市道をですね、なるべくその温泉側に近づけないような工法ができないかということで、今、国土交通省と協

議を進めています。先ほど村上議員のほうからの説明の中で、窓のすぐ脇と言いましたけれども、それは違います。少なくともあの山は残ります。残るんですけども、当然その宿泊棟のほうに近づくとということで、もう少し何か擁壁等で、なるべくその宿泊棟から離せないかということで今、国土交通省といろいろと協議していますので、もうちょっと時間をいただければ何とかなるのかなと我々期待しているところです。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 私も宿泊棟の部屋から外を見てみました。どの辺を通るか図面ももらってあります。現在ある山、小さいのですが大変温泉にとってはいい山で、これは利用できるんですが、あの道路をつくる側の立場でいくのか、それとも観光も充実させていく、そして経営も順調にいける、そういう立場で見ていくのかということだと思います。自動車道をつくるには、いろんな困難点や、こういう企画や準備があるという目だけでは、この問題は十分な要望として生きないと思うわけです。ですからその点、金浦温泉の経営者、あるいはその周辺の方々とも十分に検討、あるいは要望の際に同行するとか、そういう立場でいくのかどうか、その点についてだけお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 当然、観光の面でも十二分に生かされるようないい方向で当然進んでもらいたいというふうには思っております。いずれこれから、うちの今、課長もお答えしたとおり、今後引き続いて、国のほうではいろんな事例なんかもあると思いますので、工法も含めてこれからじっくりと、当然関係する本線側の立ち会いも含めてですね、現地で十二分な説明もしながら工事に向けていろいろ協議してまいりたいというふうに思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 次、広報の入札について質問します。

まず一つは事前審査なんですが、入札参加資格審査申請書、これによって審査したと思うんですが、これにはホームの印刷、その他印刷というのがあります。おまけに前2ヵ年の平均実績、これもありますし、機械装置類、こういう調査もあります。これは審査したのかしないのか、この点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 今、村上議員がおっしゃったようなものを確認して指名に加えております。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 答弁なっていないと思います。確認というのは、この審査申請書だけでも前2ヵ年の平均実績、これがあります。それから直前年度分決算、これもあります。設備のところに機械装置類、これを審査したかどうかを尋ねているんです。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 先ほど総務部長が答弁しておりますけれども、印刷業務を行うということは確認しておりますけれども、機械設備等の有無については確認しておりません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 第1点目の過去における実績についての審査については、合併前でありましたが、T D K親和株式会社の印刷部門の前身でありましたT D Kサービスのほうに対して旧町時代に業務を委託した経緯がございますので、それを引き継いでいるということから実績がありというふうにして判断したところでございます。重ねて申し上げますけれども、設備等の具体的な機械についての確認までは行わなかったということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 機械の確認は行わなかったということですが、T D K親和株式会社の業務内容というのは、大きく4つあるんです。商事課、これはいわゆる商社の仕事です。この中に印刷物が入っている。ですから、これはそのまま他の業者に委託していくということは明らかなわけです。あとは業務課や経営課や人材派遣ということですから、この仕事の内容をみただけで本当は機械があるなし、これを判断できたと思うんですが、その点までは踏み込まなかったんですか。その点について。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたけれども、御指摘のとおりそこまでは踏み込んでございませんでした。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 踏み込まなかったということでは審査が甘かったと言わざるを得ないと思います。

この辞退についてお尋ねします。辞退はT D K親和株式会社側から辞退したのか。あるいは、こちら側から機械の審査が行き届いていなかったから辞退してもらいたいというふうに言ったのか、どっちなんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたけれども、この状態で契約すると財務規則に抵触するので、会社としてその改善を図ってほしい、つまり機械設備等の整備が可能なかどうか社内で検討してほしいという旨をお話したところです。先ほども申し上げましたけれども、その結果、今後その印刷設備等の導入する考えはないということでもございましたので、契約条項に当てはまらなくなりますので、辞退届という結果に至ったわけでございます。こちらのほうから辞退の旨のお話をしたことはございません。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） ちょっとそこら辺がおかしいと思うんです。というのは、社内で検討するにしても、辞退届が出ているのは、落札して次の日ですよ。私が聞いた範囲では、市のほうから落札翌日に、確か4人の担当者が来た。そして何かと思ったけれども、辞退してもらいたいという話だったというんですが、じゃあそういう話はなかったんですか、それとも市のほうから課長初め4人がT D K親和株式会社に訪問して辞退を要請したんですか。その点はっきりしてください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） その契約の翌日に訪問したというのは私を含め4名の職員が訪問しております。その件につきましては、契約当日が代理であって、担当者ということでありまして、先ほど総務部長が申し上げたとおり、こういった事態を社内で検討してほしいというお話をしたのでありますが、直接その財務規則等そういったものを上司に我々からお話するほうが話がこんがらがらないのではないかなということ、改めてお話をさせていただきたいということで訪問したものであります。その当日の契約に至ったその担当者の契約の打ち合わせの際に私自身も出席していなかったものですから、その後その報告を受けましたので、改めて会社を訪問させていただいて、一連のことを説明申し上げたということでございます。そういった中で会社で検討した結果、辞退するという申し出があったということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） TDK親和株式会社の担当者の話では、落札翌日に4人の——課長を含めて名前も言っていました。4人会社を訪問して、結果的には辞退していただきたいと、検討していただきたいということではなかったようですが、その点をTDK親和株式会社の担当者の話でいくと、市のほうが入札条件、参加資格の機械がないということを見落とししたと。機械がないと入札できないのであった、辞退してもらいたいというふうに言われたと。口頭でいいかというふうに聞いたら、口頭ではできないというので、今度は午後はその書類を持ってきて書類をつくったと、こういう話ですが、その辺は今私が担当者の話として言ったのは違っているのかどうか、その辺どうなんですか。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 先ほどの言葉でちょっと不適切がありまして、契約の翌日ではなくて入札日の翌日に訪問してということでございます。

先ほど御指摘の点なんですけれども、こちらでお伺いして説明をしました。向こうの担当部長から、そうすれば辞退したいという言葉がありまして、それはそれを言うだけでいいのかということで、言った言わないではうまくないので、やはりその任意でもいいので提出があればというお話をさせていただきました。その際に、そういったものの様式等あるのであれば、それを参考にさせていただきたいということで——初めての件だったので、それを持ち帰って様式を作成したということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 結果的にこちらの市のほうから辞退を要請したというふうになるのかならないのか、その辺はつきりしてもらいたいので、その点について答弁を求めます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 何度も申し上げますけれども、辞退の要請をしたというものではございません。もしそれで契約をするという話になるのであれば、こちらはそういった規則にのっとって契約できないということで、別の方法も検討しなければならないのかなというふうに考えていたものでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今の件、そのどちらからというのはちょっと私は疑問が残ります。

それからもう一つ、いろいろあるんですが、ちょっと時間もないので、一番気がかりなところを質問します。この入札を辞退したという形にして、しかも言い方は随意契約というふうになっているんですが、この辞退したら入札は成立しないのではないかと、こういうふうに思います。というのは、辞退した金額そのものも生きてはいないわけです。そうすると、改めて入札ということになるのでないかと思うので、その点が常識的に見てもこんなやり方でよかったのかどうか、その辺についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたけれども、今御指摘のとおり入札ではなく随意契約ということに、移行にしたということです。つまり、地方自治法の施行令の中で、落札者が契約しないときは随意契約ができるということになっております。その際は改めて見積書を徴収しなさいと。そして落札金額以内の額で契約しなさいということになってございます。ということで、法令にのっとって事務執行を行ったということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 法令にのっとってということですが、この第 2 番の落札業者から見れば、最初の入札の金額でやらざるを得ない、こういうことになってしまっていると思うんですが、その業者の立場と随意契約の仕方の金額、これについてはどのように考えているんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたとおり、随意契約に移行したわけですが、その随意契約に当たって見積りを徴収した業者が見積りは自分としてはできないと、この額ではできないということであればその随意契約もできなくなるわけでございます。そうなった場合は、改めて、改めて入札会を開いて入札を行うこととなります。ただし、見積りを依頼した業者が見積書を提出して、この額でやれるということでございましたので、随意契約による契約を行ったということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） でもこの業者の前年度は 760 万円です。今回は 690 万円です。そして TDK 親和株式会社が 599 万円です。大変な差があります。しかも市域業者の育成とかそういうことは、当然のことながらこれまでも繰り返して言っているわけです。だとすると、この流れからいき

ますと、入札を辞退したその金額で単価を下げて事業をさせるために、下げた単価で次の業者に依頼をしていく、こういうふうになると、形は確かに随意契約ですけれども、業者いじめになるのではないかと、こういうふうにも思えるわけです。ですから、こんなことはあり得べからざることだと思って質問しているんですけれども、そういう点から見て、この一連の流れを法令にのっとってやっている、随意契約にしたからいいというふうに本当にその仕事の差額等を含めて思っているのかどうかお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたけれども、随意契約に移行する段階で見積り依頼した業者に対して、その金額で可能なかということも確認した上で見積り徴収を行っております。繰り返すようですけれども、その段階でこれではとてもできないということで見積り徴収に応じなければ、その随意契約は行わなかったこととなります。そして、改めてまた入札会を開くということをございましたけれども、その見積りを依頼した業者が改めて積算したところ、この金額でできるということをございましたので、そのように取り扱ったということをございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今回の発端は、審査、そこにあるのではないかというふうに思います。審査がここまでいろんな問題を引き起こしているわけです。ですから、基本的にはやはり市の入札に対する審査の甘さから、そして業者の極めて困難な状態の金額、これで仕事をやらせると、こういうことにつながったのではないかと思うわけです。ですから、このまま——今回のようなことは恐らくないとは思いますが、全体を見て、これでよかったのかどうか、確かに随意契約ですからその金額でやれると言ったからやったというので、本当はこんなに差の大きい、約 100 万円近いダンピングして仕事をやらせる、こういうあり方でいいのかどうか、この点についてもう一度お尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 御指摘のように今回このような経緯になったのは、印刷機械設備の有無についての確認が十分でなかったということについては十分反省しております。ということで、先ほども申し上げましたとおり、今後の業者選定に当たっては、その辺を踏まえまして、より慎重に行うと、よりきめ細かく行うということで、この入札、印刷製本の業務以外の業務についても同様に取り扱ってまいりたいというふうにして考えているところでございます。

そのもう一点の、その 100 万円近い金額を下げた形での随意契約になったということに対して、その経緯については、繰り返し述べていることをございますので、あくまでも我々はその金額でやれるという業者の意思に基づいて契約をしたということをございますので、その会社の再度の見積り等の中での判断だということご理解しております。

【12 番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上次郎議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 52 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次に、11 番佐々木弘志議員の一般質問を許します。11 番佐々木弘志議員。

【11 番（佐々木弘志君）登壇】

●11 番（佐々木弘志君） 11 番佐々木弘志です。通告しております 4 件について一般質問をいたします。

質問に先立ち、一言御礼と感謝を申し上げます。

去る 8 月 14 日から 16 日までの 3 日間、名誉会長佐竹秋田県知事の開会あいさつに始まりました白瀬日本南極探検隊 100 周年記念プレイベント「白瀬をもっとよく知ろう県民集会」が成功裏に終わることができました。このことは当日御参加いただいた多くの市民を初め、御理解、御協力をいただいた秋田県、そしてにかほ市当局を初めとする関係各位の皆様のおかげでございます。心から御礼と感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

まず初めに、合併協定調印事項についてお尋ねします。

御存じのように平成 17 年 2 月 4 日、秋田県知事に特別立会人になっていただき、合併協議会委員の皆様を立会人として、厳かに合併協定が調印されました。

この協定項目は 22 ございました。そのうち基本的協議項目は 4 項目でした。その基本的協議項目の一つに、新市の名称は、にかほ市とする。新市の事務局の位置は、由利郡象潟町字浜ノ田一番地（現象潟町役場）とする。現在の仁賀保町役場を「仁賀保庁舎」、金浦町役場を「金浦庁舎」、象潟町役場を「象潟庁舎」と呼称する。新市において文化施設を合併後 3 年以内に金浦地内に建設し、引き続き総合体育施設を金浦地内に建設するものとする、としております。渋谷県議会議員、秋田県企画振興部長を初めとする県関係者、本荘市由利郡内の首長等、合併協議会委員、監査委員、3 町町議会議員、3 町の行政委員会、集落の代表、報道関係者等々の居並ぶ中、3 町町長が調印なされたわけでありまして。寺田秋田県知事も特別立会人として署名なされました。合併協議会委員も署名なされたわけでありまして。この基本的協議項目は、なぜ実施されていないのか。その理由と経過、並びに今後の見通しをお伺いします。

次に、第 2 の質問に移ります。特別養護老人ホームとグループホーム整備について伺います。

御存じのように第 4 期本荘由利広域介護保険事業計画がこの 3 月に策定されました。6 月の市政報告で市長は、この計画には介護施設の整備も盛り込まれており、広域の構成市であるにかほ市と由利本荘市の全体計画は、介護保健福祉施設（特別養護老人ホーム 150 床）、認知症対象型共同生活介護（グループホーム 36 床）となっております。このうちにかほ市としては、特別養護老人ホーム 1 施設（50 床）、グループホーム 1 施設（9 床ワンユニット）が計画され、事業開始年度は 22 年度からと述べております。第 4 期本荘由利広域介護保険事業計画ページ 75 に載っている施設

介護サービス利用者数からの推察から、22年度供用開始であります。このことから急速に整備を推進すべきと考えられます。既に関係者等に対する説明会を開催し、希望する事業主体を把握しているでしょうか。進捗状況と今後の見通しを伺います。

なお、9月1日の市政報告の中で市長が述べておられるように、既に介護老人福祉施設については明星福祉会から整備計画一覧表の提出があったようであります。このことに基づき、県へ市の整備計画一覧表を作成し、8月上旬に県に報告したとも、また今後の見通しも述べております。このことから、にかほ市として詳細について把握しておると考えられます。いつ、どこで、どこに、どんな規模で、どんな内容で整備されるのか、公表できる範囲で答弁してください。

また、グループホーム実施希望者3申請業者名と、それぞれの設置場所等、現時点で公表できる範囲で答弁してください。

次に、第3の質問に移ります。年金についてお伺いします。

先日配付された事務報告書では、老齢基礎年金は受給者数6,604人、金額約45億3,400万円と記載されております。19年度実績と比較すれば、受給者数で311人の増、金額で約2億3,600万円の増であります。1年間で約5.5%の増となっております。

老齢年金や障害基礎年金等を含めた事務報告書記載金額だけでも約54億7,100万円となっております。普通交付税の平成20年度実績43億2,000万円、また、平成21年度算定額44億8,000万円と比べてもはるかに多い実績であります。しかもこの年金総額には、先生や役所を退職なされた方々の共済年金、あるいは厚生年金の二階建て部分、あるいは三階建て部分と言われる金額は含まれていないと思われまます。もちろんのこと、公的年金以外の個人年金等は含まれておらないわけでありまます。このことを考えまますと、いかに多額の年金がこのにかほ市民に毎年給付、あるいは支払われているか推察できます。

そこで2点伺いまます。平成20年度中ににかほ市民に支給された年金の総額は幾らでしょうか。

2、にかほ市の地域経済に、どう反映されているか伺いまます。

最後の質問、4番目の質問に移ります。市長の政治姿勢についてお伺いしまます。

6月議会ではビジョンという形でお伺いしておいまます。

御存じのとおり地方自治法第1編総則、地方公共団体の法人格とその事務、第2条④市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的、計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めておいまます。にかほ市総合発展計画の基本構想において、新しいにかほ市の理想として、ふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げ、その理想を達成するために「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念としまますと定められておいまます。市長におかれまましては、この理想に向かって、この4年間どのように「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」をつくってきまましたか、お伺いしまます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたしまます。

初めに、合併協定項目はなぜ実施されていないのかでございまます。

平成 17 年 10 月 1 日の合併に向けまして同年 2 月 4 日、秋田県知事及び合併協議会委員などが立ち会いのもとに、3 町の首長が合併協定書に調印したことは御指摘のとおりでございます。この合併協定書には、合併の方式や合併の期日、新市の名称及び新市の事務所の位置、財産及び債務の取り扱い、議会議員の定数及び任期の取り扱いなど 143 項目が挙げられております。これまでその調整に全力で当たってきたところであります。

御質問の文化施設、あるいは総合体育施設を金浦地内に建設することについてでございます。

文化施設については、平成 18 年度から市民による基本構想の策定やまちづくり交付金事業を活用するための調査などを実施し、平成 20 年度には金浦地区まちづくり交付金事業のメニューの一つとして文化施設の、名称は変わりましたが地域交流センターとして国から採択を受けて整備をするための準備は行ってきたところであります。

しかしながら、採択と同時期に道路特定財源が平成 21 年度から一般財源化することが政府で閣議決定されました。一般財源化された場合には、その財源は福祉や医療など国が負担すべき財源として幅広く活用されることが予想されることから、道路特定財源にかわる新たな財源がどのようにして地方に配分されるのか全く不透明な状況でございました。このことから、国の動向を見きわめるために、地域交流センターに関するものについては、一年様子を見ることを市議会を初め市民の皆さんには行政懇談会等々で御説明をしてきたところでございます。ところが昨年、100 年に一度とも言われる金融危機が世界的な規模で景気を後退させ、産業界に多大な影響を与えました。特に当市の経済の発展に大きな役割を果たしている製造業は、非常に厳しい経営状況が続き、経営規模の縮小、会社の閉鎖などによる失業者が続出し、市民生活などに多大な影響を与えております。このことはこれまでも御説明申し上げましたが、市税にも大きな影響を与えているところであります。ようやく景気は底を打ったとの見方もございますが、いまだ地方の経済情勢には強い危機感を持っておりまして、先ほど申し上げましたように市の財政についてもこれまで以上に歳入歳出ともに抑制と削減に努めなければならないと考えているところであります。

こうした中で、御承知のように 8 月 30 日に行われた衆議院総選挙では民主党が圧勝し、政権を担うこととなりますが、同党が掲げる子ども手当の創設や揮発油税や自動車重量税などの暫定税率の廃止、公共事業の見直しなど抜本的な改革が行われようとしております。したがって、それに伴う財源が不透明な状況下で、あるいはこれまで暫定税率によって —— 例えば自動車譲与税、こうしたことが市のほうに交付されているわけですが、こうしたものがどうなっていくのか全く不透明でございます。このような状況の中で地域交流センターの整備を進めていけば、今やっているようないろいろな福祉政策、こうしたことにも影響を与えるのではないかなというふうな心配を今持っているとございます。そのようなことで、今後、民主党政権が誕生しますけれども、この状況、これをよく見きわめながら地域交流センターについては、—— そうしたことを見きわめながら決定してまいりたいなど、今の形では来年から実施しますという形にはなかなかならないのではないかなというふうに思います。十分この合併協定書に提携したということは十分認識もしておりますし、約束事でございますから、私も強く受けとめてはおりますが、やはり現在やっているような事務事業に影響を与えないような形の中での取り組みにしなければならないと思うわけであ

ります。

また、総合体育館の建設については、今申し上げたことを踏まえて、既存施設の有効活用を図りながら、将来的な課題として取り組みをしなければならないと考えているところでございます。

次に、特別養護老人ホームとグループホームの整備についてでございます。

市政報告でも申し上げましたが、第4期本荘由利広域介護保険事業計画において、にかほ市において整備できる社会福祉施設は、特別養護老人ホーム50床とグループホーム9床1ユニットであります。

特別養護老人ホームについては、最終的に希望をされた社会福祉法人は1事業でございましたので、希望者への説明会を開催せずに直接事業希望者に説明し、平成22年度社会福祉施設等の施設整備計画を8月中旬に県へ報告をしたところであります。

また、グループホームについては、広域において選考委員会が行われ決定することになりますが、現在のところ2事業者が希望されております。そしてきのう、事業者説明会が広域で開催されまして、9月16日までには事業者が選考されることとなっております。

なお、特養の施設の今後の進捗状況と見通しでございますが、9月10日ころまでに事業主体から市へ計画書等の提出がございまして、これを受けて9月17日までに、市から由利地域振興局へ計画書、そして市の意見書等の提出を行うこととなります。また、10月には県で計画書等の書類審査、ヒアリング、現地調査が行われまして、11月下旬には県の選考審査会が開催されまして、来年1月下旬に国のヒアリングの後に3月以降、施設整備に係る補助内容等が確定する見込みとなっております。

いずれにしましても、県の平成22年度施設整備計画に選考されなければ整備が一年おくれることとなりますので、計画どおりの施設整備が可能となるように、知事を初め担当部長、あるいは担当課長等に要望活動を行ったところであります。

次に、政治姿勢についてでございますが、さきの6月定例会でも同趣旨の質問にお答えしておりますが、改めてお答えをいたします。

にかほ市の初代市長として、早いもので3年と10ヵ月になろうとしておりますが、これまで市民の皆さんの負託にこたえることができるように、全力を傾注して市政運営に当たってまいりました。その間、まちづくりの指針となる総合発展計画を策定し、その理念を達成するために地域福祉計画を初めとする諸計画を策定し、そしてこれらの計画に基づきながら市民や議員各位の御理解と御協力をいただきながら各種の施策を着実に実施してきたところであります。

また、その一方では、市民の一体感の醸成に努めながら、合併の効果を最大限生かせるような行政運営にも心がけてきたつもりであります。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化が急速に進む状況にあつて、将来に向けて、さらに活力のある地域づくりを進めていくためには、多岐にわたるさまざまな課題に対して、市民と議会、そして行政などがさらに一体となって取り組むことが必要であります。特に今回のアメリカ発の世界的同時不況は、この地域においても深刻な雇用情勢、あるいは経済情勢となっております。市としても市民の生活を支えるために、一時的なものにはなりますけれども国や県の施策、支援策を最大

限活用しながら、できる限りの支援策を講じているところであります。

また、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業への取り組み、あるいは地域活性化公共投資臨時交付金事業などの積極的な活用についても、さらに検討をしているところであります。

今後とも国の平成 21 年度補正予算や県の施策などを積極的に活用しながら、先ほど申し上げた臨時的な措置とはなりますが、雇用の拡大、あるいは将来につながるような産業振興に全力で当たってまいりたいと思っております。

また、4 年前の市長選挙の際に市民の皆さんに約束した 6 分野 90 項目については、現在達成したもの、あるいは達成して継続しているものも含めて、項目数から言いますと 95% ぐらいは達成できたものと思っております。

また、合併協定書の 143 項目を調整することについても、96.5% の達成率でありまして、残すところは 5 項目ほどとなっております。

約束とも関連しますが、具体的に少し申し上げますと、福祉関係の子育て支援では、乳幼児医療の窓口負担の無料化や保育料の保護者負担の軽減を実施し、継続しております。

高齢者支援の一つとしては、先ほどお答えしたように特別養護老人ホームなどの整備をするための環境を整え、現在、整備に向けた作業を進めているところであります。

また、学校教育の環境整備については、象潟中学校や仁賀保中学校の建設、あるいは各学校の耐震化、そして学校サポート員の配置などにも取り組んでいるところであります。

また、旧 3 町を連絡する幹線道路の整備や日沿道の整備についても、着実に進展するものと考えております。

そのほかにもいろいろとございますが、これまでを振り返ってみますと、集中豪雨で大きな被害が発生され、いろいろな事故が発生するなど市民の皆さんに御心配や御迷惑をおかけしたこともございました。そうした中で TDK さんから御寄附をいただいて松林再生事業を推進することもできましたし、今でもあの感激と感動を忘れることはできませんが、都市対抗野球で TDK 野球部の全国制覇がございました。また、TDK サッカー一部が JFL へ参戦し、そして横浜 FC のサマーキャンプを誘致することもできました。そしてまた、秋田わか杉国体の開催やにかほ市で初めて開催いたしました種苗交換会など、さまざまなイベントを通して、にぎわいのある元気なまちづくりの取り組みをすることもできたと思っております。このことは、市民の皆さんの惜しみない郷土愛があったことでございまして、これからのまちづくりにおいて大きな原動力になるものと思っております。また、市民や議員、そして事業者や行政が、それぞれの役割に応じながら協働してまちづくりを進めるために自治基本条例が制定されたことも、これまでの取り組みの大きな成果ではないかなど、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、評価についてはいろいろとあるとは思いますが、私個人としてはこの 4 年間、一党一派に偏ることなく、市民による市民のための政治を信条として、市政説明会、集落懇談会、各種会合などを通じて、広く市民の意見を聞きながら誠心誠意市民のための行政運営に心がけ、着実に一歩ずつ、着実に一歩ずつ歩みを進めることができたのではないかなど、そのように考えております。

しかしながら、実現できなかったものとしては、企業誘致などもございますので、これまでの諸施策を検証して、さらに行政評価を加えながら、「夢のある 豊かで元気なまち にかほ市」を創造するために積極的に取り組んでまいりたいと、そのような心を新たにしているところでございます。

他の質問については、担当部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 年金についての御質問にお答えいたします。

平成 21 年度の個人市民税の申告データによりますと、障害年金や遺族年金などの非課税の年金及び個人年金を除いた平成 20 年中のにかほ市民に支給されました公的年金の総額は約 114 億 3,000 万円でございます。市民税課税者の申告所得は約 35 億 5,000 万円でございます。65 歳以上の年金所得にかかわる市民税の税額は約 6,600 万円となり、個人市民税全体の約 6%を占める割合となっているところでございます。

また、受給された年金の使途は、日常雑貨や食料などの生活費に充てられていることを考慮いたしますと、地域経済に大きく貢献しているものと考えているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） いつ、どこで、どんな内容でということについてお答えさせていただきますと思います。

8 月 11 日に提出してございます整備計画一覧表につきましてでございますが、これにつきましては希望事業者の社会福祉法人名、これと代表者の名前、住所、これらを県に報告するものでございまして、計画書自体は先ほど市長からもお話ございましたとおり、この 9 月 10 日までに県の指示によりまして事業主体から市のほうに提出されることになってございます。今現在まだ提出されてございませぬので詳しい内容はわかってございませぬが、いろいろ御説明申し上げ、平成 22 年度中の整備であることなどを御説明申し上げて、いろいろ場所などもお聞きしてございます。その内容につきましては、今聞いている範囲では金浦バイパスのちょうど真下でございます。開発行為で造成なさっているところの一部、そこを利用して建設したいという希望のようでございます。

事業の内容ですが、当然特別養護老人ホーム 50 床、これとあわせましてショートステイ、これが 10 床、それとデイサービスもあわせて実施したいというような計画を聞いておりますが、まだ具体的には計画書が出てきておりませぬので、詳しい内容はわかってございませぬ。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） まず簡単に簡単なところから、年金の —— 年金じゃない、グループホームの 2 業者名はわかりませんか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） お答え申し上げます。

一つは有限会社アタカンテでございます。代表者が金木ナツ子さんでございます。それから、もう一つが株式会社大日向建設、代表者大日向賢治さんでございます。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） 再度の質問で申しわけないんですが、建設する場所は。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） このグループホームにつきましては、広域のほうで取り扱いしておりますので、場所等はまだ聞いてございません。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） それではまず、合併協定調印事項に関して、市長にもう一度質問いたしたいと思います。

今から 5 年前の日経新聞に「政治を動かす世論の危うさ」と題して、日経のコラム紙と田勢康弘さんがウォルター・リップマンについて述べられています。リップマンという人は、ニュースと真実は違うと一貫して主張したアメリカの一般大衆の心をとらえるだけではなく、ホワイトハウスの政策決定にも大きな影響を与えたアメリカのジャーナリストであります。彼はこうっております。「ニュースは一つの出来事が起こったことを知らせる合図であり、真実は隠された事実を表面に出し、それらを相互に関連づけて、人間がそれに基づいて行動できるように現実の情景をつくることだ」とっております。田勢康弘氏はその記事の中で、リップマンの世論という本から次のように引用しています。「世論は絶対ではない。ある出来事に国民がそれぞれの感想や意見を持つのは、ごく自然のことであるが、判断のもとになる材料を持っているわけではない。多くはメディアの報道とか噂話とかによるものだ。世論を形成する大きな要因は、個人の固定観念だとリップマンはっております。何百頭もの羊の群れを見て、普通の人々はみな同じ顔の羊にしか見えない。すぐれた羊飼いは顔を見分けることができる。普通の人々は、いわば羊とはこういうものという固定観念にとらわれ、すべて同じに見える。羊飼いは一頭一頭見分けることができる。それは固定観念がなく、斑点の広がり方、息づかいに至るまで事実をありのままに理解しているから」とっております。田勢康弘コラムニストは最後にこう締めくくっております。「ニュースを報じながら、あたかも真実を伝えているような錯覚に陥っていないか日々猛省しなければならない」ということです。

それで、なぜこの合併協定調印に関係あるかと、市長はなぜ合併特例債を活用して、すぐに取りかかろうとしなかったか。最も優先すべき事項ではなかったんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 合併特例債といっても借金は借金です。すべて合併特例債のあれで金が賄えるというものではありません。基準財政需要額の中には算入されますけれども、収入額が減るとなれば、その分は市の持ち出しです。ですから、やはりそこに惑わされてはいけないと私は思います。将来の財政計画の中できちり立てながらやはり建設していくものであって、すぐ取りかかるというわけにはなかなかいかない。ですから今私が申し上げたことは、その当時、合併協議会で締結した状況と今とは大きく我々を取り巻く環境は違ってきていると思います。ここをです、世論が絶対でないというふうなお話で、羊飼いは一頭一頭見きわめることができるというようなお話ですが、じゃあマスコミが今いろんな形で出ているものが、毎日のように出ていることが、じゃあうそなんですか。私はやはりこういう形で新しい政党は進むんだらうなということの危機感の

中で、じゃあそうすればどういう形でこの文化施設を整備できるのかということは常に考えているつもりです。ですけれども、考えてはおりますが、どこをとっていか、事業を選択していくかというのは、やはり財政見通しの中で取り組まなければならないと思いますので、もう少し時間を貸していただきたいということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） 市長のおっしゃることも、確かにそういう考え方もあるかと思えます。しかし、あまり負担をかけないというような形で補助金を目当てにまちづくり交付金、これを利用したと。それで財政的には豊か——そんなにかからないというような形でやったと思えます。なぜそういうことをしなきゃならない。かえってその事業そのものがおくれて、今、建てようと思えば、その当時の 3 割も 4 割も高くなるような形になっているわけです。やはり素早くその優先順位をつけてやるべきであったと思います。象潟中学校や仁賀保中学校を今建設してるでしょう。どちらの優先順位がよかったんですか。象潟地域の場合は、いわゆる補助金だって少ないし、合併特例債も利用できない、そういうような形ですからね。やはりそういうやる気があれば本当はできたのではないかとそう思いますが、いかがですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 文化施設も大切でございますが、次代を担う子供たちのためには、学校のほうがさらに私は優先度が高いと思っています。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） 学校をつくってですね、調印までして、約束を破っているのが、どうして学校をつくっていくのが優先順位になるんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） これは私が行政の責任者として任された以上、事業の選択をしたということとであります。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） それじゃあ教育長にお伺いします。

調印してみんなで約束したことが、破ってもいいようなことを学校で教えているんですか。教育長、教えてください。

●議長（竹内睦夫君） 教育長。

●教育長（三浦博君） 佐々木議員は学校の教育の内容というものをよく御理解いただいていると私は思っております。その範囲でお考え、御認識があると思いますので——決してそのような教育は行っておりません。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） 教育長が言うことはもっともだと思います。

市長はね、道路特定財源が一般財源化だと言っていました。それから、100 年来のその金融危機だと言っています。その前にできたんじゃないですか。もう一度。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどもお答えしましたが、事業の選択は、私は議会のほうに諮って議決をいただいて事業執行してきました。ですから、これは考え方の相違になるかと思いますが、文化施設についてはいろいろな御意見もごございます。ですから慎重に建設するに当たっては時間をとって、じっくり市民の皆さんのコンセンサスを得ながらという形で取り組んでまいりました。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） 次、年金について。

老後の生活のために支給され、支払われた年金が、また老後のために預貯金、あるいはタンス預金になるのは、まさに介護や医療の不安があるから当然といえば当然であります。その不安を払拭すれば、安心して老後の生活のために使用することができるでしょう。新聞記事によれば、長野県の原村では、75 歳以上の高齢の方の医療費を無料化しております。無料化が始まったのは 1971 年と言いますから、今から 38 年前のことです。きちんと健診をやらないと医療費がふえますから、各種健診も無料化しています。医療費の無料化で医療費が減ったと村長は述べております。1973 年に国が高齢者の医療費を無料化しております。その後、10 年後には再び有料化になっていると。そんな中、この村では 1981 年には医療費無料化を 65 歳以上に引き下げております。高齢者のほか、中学生以下、母子父子家庭、障害者、寡婦も医療費を無料化しております。新政権も後期高齢者医療制度廃止をうたっています。また、7 月 4 日の魁新報に野中自民党元幹事長の自身のような戦争経験者が少なくなったことで、かつて自民党が持っていた弱者への支援や戦争を再びしてはいけないという強い思いが壊れているとの記事も載っております。安心して年金が老後の生活のために消費されるように、そしてまちの経済を活性化させるためにも、弱者への視点に立って、にかほ市で 65 歳以上の高齢者の医療費を無料化する気はありませんか、伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今考えておりません、はっきり言って。75 歳以上の方を試算してみたら、窓口負担の無料化だけで 7 億何ぼかかります。これを 65 歳以上に下げた場合にどのくらいになるのかは試算はしておりませんが、今の状況の中でこれもやりなさい、これもやりなさいという中では、限られた予算の中では、なかなか今の段階では無理ではないかなと、そのように思います。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） ちょっと意地悪な質問だったかもしれませんが、次、政治姿勢についても一度質問いたしますが、これも 8 月 26 日の秋田魁新報社の記事の中、映画監督の篠田正浩さんが「マニフェストより哲学」と言っております。前段の質問で、なぜ私が文化施設の件を取り上げたり、年金の件を取り上げたものでしょうか。これは調印事項だから、それもあるでしょう。市民の要望があるから、それもあるでしょう。しかし、何と言っても新しいにかほ市建設に向かって心一つ、市民の心の和がはぐくまれるところがやはり求められているからです。決して箱ものというような存在ではないはずで、基本構想でうたっている理想、ふるさとを愛する市民の心の和という根本的部分、そうした大きな理想と哲学を語られるべきと思いますが、いかがですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 文化施設については、今、佐々木議員がお話のように、もっともだと思います。ですけれども、私はやはり現実の問題のことをとらえながらいかなければならない立場でもあると思います。ここだけはやはり理解していただきたい。やはり行政を執行する側として、いかにして健全な財政を確保しながら、将来にわたって安定的な住民サービスをやっていくか、これがやはり私は基本だと思っています。ですから、哲学は哲学としてわかりますが、佐々木さんの言っていることももちろんだとわかりますけれども、ただ私はやはり今こういう政権が変わって、社会が大きく今変革している中で、いわば現実を忘れて将来のことだけ語っても私はだめだと思います。やはり今の現在をしっかりとっておいて、それから将来につなげていくべきだろうと私はそのように思います。

●議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

●11 番（佐々木弘志君） これにて市長に対して平成 18 年 6 月 9 日から一般質問をして 14 回になります。件数にいうと 56 件質問をいたしました。総務部長初めたくさんの方が勉強なさったと思います。一般質問を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで 11 番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

所用のため午後 2 時まで休憩します。

午後 1 時 47 分 休 憩

午後 2 時 00 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4 番池田好隆議員の一般質問を許します。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

●4 番（池田好隆君） 創明会会派 2 番手として質問をいたします。

一般質問最後になりますので、よろしくお願い申し上げます。

大きな通告の 2 点について質問をいたします。

第 1 点は、公共工事の発注の関係と住宅の耐震補強工事、これに対する補助制度の創設についてであります。

小さな 1 点として公共工事の関係でありますけれども、建設業の持つ雇用の関係、あるいは地域活性化への役割、あるいは災害時の対応、あるいは除雪、こういったものについての建設業の役割、こういったものは非常に大きいものがあるわけがございます。公共工事については、単なる競争の原理だけではなくて適正な調達、これは発注ということだと思いますけれども、適正な調達のもと、適正な利潤が追求できるというような建設業の経営の安定、そういったものをある面から支えるといえますか、そういったことも大事ではないかなと、こういうふうを考えるわけでありませうけれども、その公共工事についての認識について最初にお伺いをいたします。

それから二つ目、工事の量の関係でございますけれども、これは通告した後に資料の提示があり

ましたので、質問は割愛いたしたいと思います。

次、三つ目であります。本年2月に技能組合、これはまだ合併しておらないようでありますけれども、象潟、金浦、仁賀保、3地区の技能組合組合員193名、商工会の建設部会180名、この4者連名で市長に対して住宅環境の改善促進と地域経済活性化、こういった内容の要望をしているわけであります。

御承知のとおり、市内を見ても大手のハウスメーカーの参入、こういったものが非常に目につくわけでございます。あわせて経済不況、そういう状況から住宅着工数の激減、あるいは建設資材の高騰、そういったものがありまして、この建設技能に携わる業界、これは大変な苦境に立たされているわけであります。

この建設技能の協会につきましては、いろんな業種がかかわっております。非常に裾野の広い業種でございます。この関係につきましては、3月議会、あるいは6月議会でも同僚議員から耐震補強工事についての補助制度の創設、あるいはリフォーム制度の問題もあわせて質問をされております。これについて実施する考えはないかということなんでございますけれども、たまたま今回の補正予算に災害対策費に若干の補正予算が計上されております。これは大変結構なことだと思います。通告しておりますので、この内容についてお伺いをいたしたいと思います。

次、大きな二つ目であります。地域医療と由利組合総合病院の経営についてであります。

本市は地域医療体制の充実、これを目指しているわけであります。私が見るところ、この地域医療につきましては、全般的には非常に恵まれている地域ではないかなと、そういうふうな認識を持っております。ただし、にかほ市内の一部地域、あるいは助産、耳鼻咽喉、こういった特定の医科については不足している部分があるのではないかなと、こういうふうにも認識をしております。こういった差別化という言い方が適当なのかどうかわかりませんが、こういった不便といいましょうか、不安といいましょうか、そういった点も若干あるのではないかなというふうな考え方に立ちますけれども、この地域医療体制というものについて市長はどういった認識を持っているかと、この点をお伺いいたします。

さらに二つ目であります。厚生連全般についての経営、これは非常に危機的な状況だと。危機的というふうな言葉を使っているのかどうか非常に疑問もあるんですが、危機的な状況だと、こういうふうに一般的には言われております。由利本荘、にかほ地域にある由利組合総合病院、これについてもいろいろさきの議会でも議論があったわけでございますけれども、位置づけとすれば当然に本荘由利地域の中核拠点病院と、こういった位置づけにあると思います。そのため、本市でもこの組合病院の病院運営委員会、これの構成メンバーになっているわけでありますので、この組合病院の経営の状況についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、厚生連、ちょっと範囲が広がるんでございますけれども、厚生連では主要なテーマについて年内に経営の改善計画、これを策定すると、こういうふうな情報もあります。この概要等もし承知しておりましたら、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

以上、大きな2点について、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、池田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公共工事の発注と住宅耐震補強工事への補助制度の創設についてでございます。

合併以来、にかほ市における公共事業の発注については、市経済への波及効果を発現することと市内業者の育成という観点から、建設工事請負業者選定要綱の等級別発注標準表に基づき、市内業者を優先的に指名して入札を実施しております。

また、今般の経済不況によります地元への悪影響を少しでも抑えることができればということで、地域活性化対策事業に係る工事の指名業者については、市内に本社がある会社として地域経済への立て直しに配慮してきたところでございます。

午前中、村上議員の御質問の中で印刷の部分がありましたけれども、こうしたことは今後ないように気をつけてまいりたいと思っております。

また、適正利潤を追求できるように、設計額 250 万円以上の工事については予定価格の事前公表を行い、業者間において過度の競争とならないようには努めているところであります。

今後とも今申し上げたことを踏まえながら工事の発注を行ってまいりたいと思っております。

それから、次に耐震改修工事補助制度の創設でございますが、議案説明でも説明しておりますが、さきに創設した木造住宅耐震診断補助事業とあわせ、木造住宅耐震改修補助事業を創設し、耐震改修の促進に努めてまいりたいと思っております。

木造住宅耐震改修補助事業の要件としては、昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建築された住宅で、耐震診断の結果、改修が必要だという住宅に対して、補助率は実際に耐震改修に要する費用の 3 分の 1 以内、60 万円を限度とするものであります。この中で建設技能組合に対する支援というお話もございましたが、今、事務方に協議をさせているのは、250 万円以下の工事についても分割して、50 万円ぐらいにして技能組合のほうにも発注できないものかということは今、事務方のほうにも検討をさせているところでございます。250 万円以下ぐらいの小さな工事ですが、今は小規模修繕となりますと 50 万円以下となりますので、こうした 250 万円ぐらいの修繕工事を分割しながらできないものかなということも今、検討をさせているところであります。

なお、この制度については、予算が可決決定された後に市広報、あるいはチラシなどを配布して全世帯に周知をしてまいりたいと思っております。

なお、現在、集落施設耐震診断事業として、同じく昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建築された自治会等が管理運営する不特定多数の方が利用する集会施設等を、国の補助金を活用して、残りを市が全額負担で平成 21 年度と平成 22 年度の 2 ヶ年で耐震診断をできないかということで今検討を進めております。今、国との協議中でございますので、国の内示を受ければ 12 月に補正予算を計上したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、耐震診断の結果を踏まえて、平成 22 年度には集会施設の耐震改修補助助成措置を創設したいとも考えているところであります。

次に、地域医療と由利組合総合病院の経営についてであります。

初めに、地域医療についてお答えをいたしたいと思っております。

御承知のとおり、にかほ市総合発展計画の第1章、安心して暮らせる福祉のまちに、生涯にわたる健康づくりの主要施策として、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要とする医療を受けられるように医療機関と連携しながら地域医療体制の充実を掲げ、取り組んでいるものであります。

全国的な医師不足が叫ばれている中で、にかほ市においては今年度に入って眼科医院が開業をしております。大変よかったなというふうにするわけでありまして。ただ、産婦人科、あるいは耳鼻咽喉科、こうしたものはこのにかほ市にはないわけでございますけれども、県内の他市町村に比べては、このにかほ市は開業医も多く、ある程度恵まれている地域ではないかなというふうにするわけでありまして。車社会の現在、本荘由利地域医療圏とする地域医療体制の充実とあわせて、由利本荘医師会との連携を図りながら市民の安心、安全の確保に今後とも努めてまいりたいと思っております。

次に、由利組合総合病院の経営状況についてでございます。

去る8月17日に開催された由利組合総合病院運営委員会の説明では、平成20年度3月末の決算でございますが、収支状況でございますけれども、収入額が103億4,184万2,000円、約103億4,000万円でございますが、それに対する費用の合計は103億2,218万9,000円で、差し引き1,965万3,000円の黒字経営となっております。しかしながら、当初の計画に比べては2億3,724万円少ない収入額となっております。また、平成21年度7月末現在の収支状況については、収入額は33億8,847万円、費用合計額が33億4,372万2,000円で、差し引き4,474万8,000円の黒字となっております。ちなみに前年度同期の損益はマイナス2億6,043万2,000円でありましたので、経営改善が図られてきているものと見ておりますけれども、医師不足もあり、当初計画との差はマイナス1億5,907万5,000円、計画よりは収入が少ないのが現状でございます。そういうことで、まだまだ厳しい経営状況が続いているところでございます。

次に、厚生連の経営改善計画の策定であります。現在、厚生連では県内9つの病院経営を行っておりますけれども、14年度以降、4度にわたる診療報酬のマイナス改定などで急激な医療情勢の変化、あるいは短期間で病院改築整備の影響などもございまして、平成19年度決算において2期連続の損失金を計上し、みずからの経営努力だけでは事業の維持が困難な段階に入りつつある状況でございます。

このため、県、地元自治体、関係機関からの大幅な協力と財政支援なくしては、経営の移譲や経営撤退を余儀なくされる病院も想定せざるを得ない状況でございます。

また、老朽化した病院の改築整備については、経営改善の取り組みが急務であることから、推進できない状況下であるとも伺っております。

このような現状から、平成21年度において組織の総力を結集した経営戦略の展開を事業計画のポイントとして、また、地域医療の中核的な役割を担っている病院として、地域医療崩壊の危機的状況の打開に向けて認識を共通する件、自治体と行政機関との連携を図りながら良質な医療提供体制の構築を図りたいとしております。

経営改善計画の策定については、現在、医師並びに事務職員のヒアリングを実施中でありまして、これに上半期の経営状況をかみ合わせながら目指す方向づけをして、12月には経営改善計画

を策定するとしております。

その概要についてのお尋ねでございますが、現在お聞きしているのは、職員の経営参加意識の向上、各事業の増収対策強化と徹底した経費の削減、そして事業運営の合理化と効率化を進め、収支両面にわたる経営管理対策を図りながら将来につながる経営の健全化に向けて取り組みたいと、そのように伺っているところでございます。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 最初に、公共工事の関係について、部長にちょっとお伺いしたいのですが、資料として土木工事、あるいは給排水工事、それから水道工事、3工種といいますか、これについての発注件数の資料をいただきました。これは、そのとらえる年度によっていろいろ違ってきますし、金額も違ってくるので、なかなか比べにくいデータなんですけど、私も質問に当たって業者といいますかA級からD級まで25社、にかほ市にあるようでございますけれども、数社に一応勉強がてらいろいろ行って、いろいろ話を伺ってきました。平成21年度は緊急雇用対策、こういったこともあって非常に事業量、件数、これも多かったんですけど、こういうふうには認識しているんですが、業者の方々はなかなか回ってこない、こういう認識が結構多いわけです。それでその辺——これ回ってこないというふうなことは、普通は建設業の場合、公共の工事と民間の工事とのバランス、こういったものたくさんあると思うんですけど、特に民間のほうが動かないものですから、いきおい公共に頼るといいますか、雇用を抱えている人方はそういうふうなことが強くなるからそういう言い方になるのかなというふうな感じもしますけれども、この3カ年あたり見てみて、建設部長として率直に件数、金額、この辺あたりどういうふうには認識されますか。財政の絡みもあって少ないのかなということなのか、まあ全体的なバランスから見て十分なのでないかということなのか、——業者さんに言わせれば、やはり非常に欲張った言い方になるので件数が足りないよというふうな話が出てくるのかもしれませんが、その点率直な感じはどういうものですか。それを最初にお伺いしたいなと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 非常に難しい質問かと思うんですけども——、この一覧表の見方ですけども、見ていると本当こう平成18年、19年、20年というふうなのを見ますと、結構波のあるというんですか、当然その年度によって大事業というんですかね——を抱えての当然事業費の変化というふうなものはあるんですけども、またこれに、この表には下の方にちょっと文書化して書いておりますけれども、公共下水道のほうの委託工事というもので13節から出ているというようなことで、工事費のほうには積算しておりませんが、処理場の関係、あるいは中継ポンプ場の関係での需用費もあるということをお含みおき願いたいと思います。

当然いろいろその年度によって今言ったように大小の差はあるかと思うんですけども、当然我々も限られた予算の中で、あるいはその財政の中でということで、いろいろ当然こう——3カ年の実施計画に盛り込まれた事業のローテーションということで仕事をしているということを御理解いただきたいなと思います。ただ、やっぱりその年度によっては、たまたまことのように地域活性化のほうの緊急の事業というのもありましたけれども、そういう部分では非常に——件数とし

ては結構あったのかなと思うんですけども、いずれことしの —— 下水道の事業は今ちょっといろいろとその仮設の関係のものやら、下準備、昨年度もちょっと —— 発注はしたもののなかなか工事に着手できないというようなことがあったものですから、それを踏まえてじっくりと準備をしてから発注しようというふうな今現在準備しておりますので、業者の皆さんにはそろそろ御案内が間もなくいくのかなというふうには思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 公共工事の関係でもう1点、お伺いをいたします。

昨年8月に異例の形だと思うんですが、一部建設業者と産業建設委員の方々との話し合いが持たれました。これ私方委員にくるのはちょっと筋違いだなというふうな感じしたんですが、切実なその業者さんの —— 1業者でなくて数業者でやったんですが、そういった場面にも出くわしました。その内容は建設部長、いろいろ産業建設委員長さんから部長あてに伺いますか、その文書なんかもちょうと出ているはずですからおわかりだと思いますけれども、そういったこととか、それから市長の答弁に先ほど、当然業界には十分配慮していると。市内業者、これをやはり優先的に考えているよというふうなことは理解できる面あるんですが、業者側にしますと、こういったことが2つばかり言われました。一つはその発注の形態、つまり等級別発注標準表というのがあるんですが、これに金額でそれぞれ指名の形が決まってくるわけですけども、どうもその所管課によって少し違いがあるなど、こういうふうな話が数社からされました。というのは、全体の件数が少ないものですから、業者はある程度自分に来そうだなというふうな工事を検討をつけるわけです。B級ならB級、C級ならC級、D級ならD級。ところがそれがなかなか来ないと、指名にならないと。これは業者が多いからかどうかわかりませんが、それがどうもその所管課でいろいろ違うようだなと。当然指名になるべきときに自分の指名ならなかったとか、全体の件数が小さいものですから、特に業者さんについては深刻な面がありそうです。旧象潟町時代のことを申し上げて恐縮ですけども、確かその当時は建設課が中心になって関係課と連携とりながら、やはり発注の時期、それから発注の仕方とか業界の動向、こういったものをつぶさに情報を収集しながらいろいろやっていたというふうな記憶をちょっと持っているんですが、こういう話が出るというのはどういうことなのかなというふうな点、ちょっと疑問に感じましたので、この点1点お伺いいたします。

それから、設計の話、さっき市長からありましたけれども、当然こういう時代で同じものを使って設計するわけで、そんなに大きな違いはないはずなんですけれども、やはりその仕事によって、やはり考えつかないようなぐらいのその差が出るといいますか、こういうことがあるというんです。ですから実際そのそういうことがあるのかどうか、これ平たい言い方をすれば、非常に設計が厳しすぎるその —— 何ていいますか内容の工事があると、こういう言い方なんです。ですから、さっき言ったその発注形態が所管課でいろいろ違うということと、この設計が少し厳しすぎるんでないかと。設計ですよ、予定価格でなくて。この辺の2点について再度、部長の考え方をお伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは1番目の入札というか指名業者の選定要綱に従って、当然

基本という形でやっているつもりです。が、ただ、ことしのその地域活性化対策事業につきましては、特別な今回、緊急の事業ということで、若干その要綱に従わずの内容にはなっておりますけれども、あと一般的な事業については、本当に特殊性というんですかね、その工事の内容が特殊、特異なもの以外については、すべて発注要綱の標準表に基づいた発注にはなっていると私は認識しております。

あと、二つ目のこの設計額の —— とおそらく業者との見積り額との差額がまずあり過ぎるんじゃないかというような言い方ですけれども、現在うちの方で当然算定しているものと業者の皆さんも普段算定している —— その資料というんですかね、ほぼ差異は結果的にないように私は自覚しておりますけれども、その辺、差があるという話はちょっと初めて聞きましたけれども、その辺あるかどうか機会あったらその辺の話でも業者からでもお聞きしたいなと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 次、住宅の耐震改修についてお伺いをいたします。

これは総務部長だと思いますけれども、 —— ことしの2月に、さっき触れましたけれども、技能組合から市長に対して要望書、これ出たわけですけれども、これ当然、3技能組合、それから商工会の建設部会、これからの要望書ということですので、この検討をしたと思うんですが、この検討は関係課も一緒になってやられたのかどうか、これを最初にお伺いしたいと思います。総務部だけで検討したのかどうか、この点最初にお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 今回の耐震改修の助成制度の要綱の検討については、総務部の防災課のほうで行いました。というのは、地震対策等補助事業等については、すべて防災課で県のほうとの —— 補助事業等の担当部署となっておりますので、そこで全県的な考え方や県におけるその補助の内容等も把握しておりますので、防災課でこの補助制度の創設に当たっております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 総務部の防災課、新しい所管ができたので、それわからないわけなのですが、要望している相手方といいますか、これはやはり産業部、建設部、これが非常に関係のある方々の要請なわけです。ですからそういった点から見れば、やはりその最初の要望書の検討、こういったものは、やはり関係課で連携をとってやってほしいなど。というのは、私、この件について所管に足を運んだら、あまり承知していないというふうな話がありました。これはちょっとおかしいなというふうに感じたものですから、課内の連携ということ強くいろんな場面で出ていますから、そういう点からはですね、この要望書の検討みたいなものは、やはり関係部課といいますか、それが一緒になってやはりやるべきでないかなと、こんな感じを強く持ちました。

それから、今のその連携とちょっと絡みがある —— 連携といいますか、ちょうど絡みもあるんですけれども、この住宅耐震の改修、補助が出てから最初はまず耐震の設計、これが市民、どのぐらい希望があるか、最初はこの補助から手をつけようということをやったわけですね。そしてそ

の状況を聞いてみましたら、耐震診断の関係では4件、これは6月から8月末までの状況ですけれども、4件。それからブロック塀の関係が8件。期待したよりもやはり少なかったなという印象だと思います。それでも今回の耐震改修のこの補助、こういうふうなことを進めようということなんです、これ、前の議会でもちょっと同僚議員から出たんですけれども、耐震改修の促進計画というのがありますね。この立派な計画書があるんです。そしてこれに平成17年度あたりは改修の実施率が53%ぐらいだと。平成18年度です。これを平成27年度ぐらいには80%にしたいと。つまり、災害に強いまちづくりを目指したいと、こういうことなんです。そうだとすれば、私はやはりこういう件数が少ないというのは、ただ制度をつくったので、それを市民に投げかければ、すぐ市民から上がってくるだろうと、この考え方というのは甘いんでないかと、こう思います。ですから、要望した業界といますか、要望した業界あたりに、こういったやはり促進計画みたいなものをですね、きちんとやはり示して、業界からも働きかけてもらうというふうにしないと、なかなかこの件数が上がってこないんでないかという感じするんです。

それで、工務店の方々にちょっと足を運んでみますと、どうしてその大きい仕事が大手ハウスメーカーから取られるかというふうな話をすると、一番先に出てくるのが、やはり営業力の不足という話が出てくるんです。自分方は、やはり大手ハウスメーカーから営業で負けてしまうと、こういう話がよく出てくるんです。その辺あたりから逆に仕事ない、仕事ないということにつながっていくんですけれども、だからその辺の若干業界の体質のまずさといいますか、それはあるのかもしれませんが、せっきゃくこういう促進計画、こういうふうなものがあるとしたら、もうちょっと、それこそ協働のまちづくりでないですけれども、やはり業界を動かすといいますか、ちょっとそういった姿勢もあってもいいんでないかなと。そして全体として底上げして、災害に強いまちづくり、耐震化率のアップにつなげていくよと、こういうふうなことなんかもあってもいいんでないかと。もうちょっとやはり業界を働かせるというか、そういうふうな姿勢もあってもいいんでないかと、こういうふうに思いますけれども、その点についてどうですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 御指摘のとおり、当初創設しました木造住宅の耐震診断に対する申し込みは少なく、当初の想定した以下になってございます。我々もその原因は何かということであると考えてみたわけですけれども、一つとしては診断した後の耐震改修に対する助成措置が示されていなかったことが一つなのかなということで、さきの議会等でもそれぞれ御提言ありました改修に対する助成措置を今回創設したわけでございます。それとあわせて集会施設耐震診断ということで昭和56年以前の全集落を対象に、市が事業主体となりまして調査するという事としております。

それで、御指摘のありました建設技能組合との関係についても当然考えていかないと、実際にこの事業に携わってもらいたい建設技能組合の理解を得るためにも、この後、建設技能組合との契約というものができないかできるか、その辺も検討しながら、あと今言った耐震改修の事業の内容についても今定例会終了後において補助制度の内容の再度の説明と、集会施設耐震診断についての今後の考え方についても説明してまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、再度耐震改修の補助制度も創設されたということ、先ほど市長が申し上げましたとおり再度のPRをしながら活用してもらいたいと思っているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） この耐震の関係でもう1点、部長にお願いをいたします。

市長からもちょっと話ありましたし、部長からもちょっと、集会施設の助成、これの話ありました。これはこれで結構なんです、さきの議会でもちょっと同僚議員から質問出ましたけれども、このリフォーム補助というのがありますね。この耐震促進計画にもたまたまリフォームを推進しながら耐震化に誘導すると、こういうふうな文言もあります。ですから、この集会施設も結構でございますけれども、このリフォーム補助、この辺あたりもこの検討の視野に含めていただけないかなというふうな感じがしますが、その辺あたりはどういうものですか。というのは、たまたま横手市でこのリフォーム補助をやったと。そうしたら、予算で対応できないぐらいの大変なその申し込みがあったと。さらに予算を追加しなければならないと。このリフォーム補助というのは、非常に経済波及効果が大きいよと、こういうふうなことも報じられております。ですから、こういったこともあわせて、集会施設も結構でございますけれども、こういったリフォーム補助なんかその検討の中に加えていただくというふうなお考えはありませんか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） リフォーム制度の創設についても研究するという事で前回の一般質問にお答えしておりました。そういうことで今回の耐震改修助成制度並びに集会施設の耐震調査を創設するに当たっても、そのリフォームの改修について建設部のほうと協議をしたわけですが、今回はあくまでも耐震対策にかかわる部門ということで予算措置をお願いしたところでございます。一応研究はしております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 地域医療の関係でちょっと再質問したいと思います。

さっき地域医療に関する市長の認識、由利組合総合病院、厚生連、この辺の考え方は一応承知いたしました。地元のこの医師会、これとの当然行政としての話し合い、こういったものは事業関係の協議を含めていろいろあると思っておりますけれども、この医師会あたりから、この行政についての要望といいますか、そういったことなんかは何か出ないものなのかどうか、もし出たらどういう内容なのか、その辺もしありましたら、ちょっと承知したいなと思っておりますのでお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） お答え申し上げます。

医師会との懇談などは年数回、いろいろやっておるわけでございますけれども、その中で直接市に対しての要望というのはございません。ただ、どうしても医師が不足している現状の中で、診療体制を見直してほしいとか、例えば検診の診療体制などですけれども、それから学校などの健診の体制などがありますが、そういう見直し、若干の見直しをしていただきたいという御要望などは若干ありますが、ほかには特に大きな要望としては今のところございません。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

午後2時42分 散 会
